令和4年 第9回美里町農業委員会総会会議録

1. 開 催 期 日 令和4年9月26日

2. 開 催 場 所 美里町役場201会議室

3. 開催時刻及び宣告者 午後 1時30分 会長

4. 閉会時刻及び宣言者 午後 2時45分 会長代理

5. 議 長 会長 根岸 茂登雄

6. 委員出席状況

議席番号	農業委員氏名	出欠席	議席番号	農地利用最適推進委員 氏 名	出欠席
1	関根 尚子	出席	東児玉1	井上 彰	出席
2	塚田 あつ子	欠席	<i>"</i> 2	井上 進	"
3	深田 敏男	出席	<i>"</i> 3	岡部 順一	"
4	長谷川 雄二	"	<i>"</i> 4	萩原 良三	"
5	飯野 泰司	"	松久 1	小暮 義昭	"
6	中沢 秀樹	"	<i>"</i> 2	田端 益隆	欠席
7	中島 勝	"	<i>"</i> 3	德世 久美子	出席
8	坂本 典穗	欠席	<i>"</i> 4	播摩 卓也	"
9	中沢 健太郎	出席	大沢 1	阿武 富士子	"
1 0	根岸 茂登雄	"	<i>"</i> 2	栗原 裕	欠席
1 1	中嶋 敬子	"	<i>"</i> 3	根岸 上	出席

 農業委員会委員
 出席: 9名
 欠席: 2名
 計: 11名

 農地利用最適化推進委員
 出席: 9名
 欠席: 2名
 計: 11名

7. 会議参与者 なし

8. 事務局職員出席者 丸山 保 堀内 匠 上田 禎礎

9. 会議進行状況

議長

皆さんこんにちは。時間になりましたので、はじめさせていただきます。ただいまの出席数は農業委員9人、農地利用最適化推進委員9人です。農業委員の過半数に達しましたので、これより農業委員会総会第9回会議を開きます。

会議規則第13条第2項の規定により、議事録署名人に7番委員並びに9番委員を指名いたします。

会議規則第4条の規定により、議長を務めさせていただきます。これより、議事に入ります。

事務局 第1号議案 農地法第5条を議題といたします。5条の番号1について、事務

局より説明をお願いします。

受人 大字○○△△△番地△ ○○ ○○ 渡人 大字○○△△△番地△ ○
○ ○○ 土地の所在 大字○○字○○○△△△番△ 畑 1筆 456㎡ 転用目的 自己用住宅 権利内容 使用貸借権 許可日から30年間 申請内容 職業 造園業 新設 1棟 116.35㎡ 1階建て 取得状況 平成19年5月16日 相続 仮登記 抵当権 無 位置 第3種農地 農用地区域外 宅地に接続

4ページをご覧ください。場所は大字○○字○○○地内の農地になります。

次ページをご覧ください。左が公図、右が配置図になります。受人は父の所有する実家に妻と子供で暮らしています。そして、両親は実家の隣の祖母が住んでいた家に住んでいます。現在の住まいは建設から相当経過し、リフォームも必要となったことから、隣接する敷地に自己用住宅の建設を計画したとのことです。そして、現在の居住地には将来弟が利用するとのことです。

道路接続については、申請地西の5m道路に水道、東の水路に排水を接続するとのことです。建物は新築1階建て、建築面積は116.35㎡の予定です。

3ページにお戻りください。ご審議をお願いいたします。

議長

5条の番号1を審議いたします。農業委員11番より補足説明をお願いしま す。

1 1 番委員

先日、推進委員松久2番と現地確認しました。施主にお会いしたので、申請地には木が植わっていたのでどうするのか伺ったところ、落葉樹ですので葉が落ちたら必ず移植しますとのことです。給排水も特に問題はないと思います。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長

次に推進委員の方で、意見はありましたら挙手をお願いいたします。意見がないようですから、次に移ります。

次に農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いいたします。

他に、農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いいたします。 短期がないようですから 短独しないと思います 5条の番号1について

質問がないようですから、採決したいと思います。 5条の番号1について、許可相当と思われる農業委員の方の挙手を求めます。

(農業委員全員挙手)

賛成全員につき、許可相当と決定します。

続きまして、5条の番号2について事務局より説明をお願いいたします。

事務局

受人 ○○市○○△△△番地△ ○○○○○△棟△△△号 ○○○○ 渡 人 大字○○△△△番地 ○○○○ 土地の所在 大字○○字○○△△△番△ 畑 1筆 480㎡ 転用目的 自己用住宅 権利内容 所有権 申請内容 職業 会社員 新設 1棟 68.22㎡ 2階建て 取得状況 平成25年1 1月13日 相続 仮登記 有 抵当権 無 位置 第2種農地 農用地区域 外 宅地に接続 令和4年9月6日 農用地(青地)から除外仮登記権者は受人 です。

6ページをご覧ください。場所は大字○○字○○地内の農地になります。 次ページをご覧ください。左が公図、右が配置図になります。

受人は〇〇市の借家に夫と子供2人の4人で暮らしています。昨年子供も生まれ、手狭になったためマイホームを建てる計画をしたとのことです。申請地は実家に近く、受人の慣れ親しんだ地域であり、両親の知人から譲っていただけることになったとのことです。

道路接続については、申請地西の県道の歩道に水道、北の道路側溝に排水を接続するとのことです。建物は新築2階建て、建築面積は68.22㎡の予定です。 3ページにお戻りください。ご審議をお願いいたします。

議長

5条の番号2を審議いたします。農業委員11番より補足説明をお願いしま す。

1 1 番委員

先日現地確認しました。受人はもともと美里町の方で親が申請地の近くに住んでおり、親の近くで子育てを行いたいとのことです。ここの土地は除外に時間がかかったとのことで許可が下り次第すぐに着工したいとのことです。土盛りは北側の道路に合わせるくらい土盛りをするとのことです。特に問題はないと思います。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長

次に推進委員の方で、意見はありましたら挙手をお願いいたします。意見がないようですから、次に移ります。

次に農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いいたします。 質問がないようですから、採決したいと思います。5条の番号2について、許可相当と思われる農業委員の方の挙手を求めます。

(農業委員全員挙手)

賛成全員につき、許可相当と決定します。

続きまして、5条の番号3について事務局より説明をお願いいたします。

事務局

受人 大字○○△△番地△ ○○○○○○○△△△号 ○○ ○ 渡人大字○○△△△△番地 ○○ ○○ 土地の所在 大字○○字○○△△△番△畑 1筆 338㎡ 転用目的 自己用住宅 権利内容 所有権 申請内容職業 会社員 新設 1棟 59.08㎡ 2階建て 取得状況 昭和47年4月27日 贈与 仮登記 抵当権 無 位置 第1種農地 農用地区域外 宅地に接続 令和4年9月6日 農用地(青地)から除外

8ページをご覧ください。場所は大字○○字○○○地内の農地になります。 次ページをご覧ください。左が公図、右が配置図になります。

受人は町内の借家に妻と子供2人の4人で暮らしています。勤務地は町内の運送業で運転手をしています。勤務地に近く、会社から貸与されるトラックで通勤していることから駐車スペースが確保できる敷地の広さが必要であり、また、申請地は新しい住宅が並び同学年の子供もいることから選んだとのことです。

道路接続については、申請地西に上下水道を接続するとのことです。建物は新築2階建て、建築面積は59.08㎡の予定です。

3ページにお戻りください。ご審議をお願いいたします。

5条の番号3を審議いたします。推進委員大沢3番より意見がありましたらお願いします。

推進委員 大沢3番

先日現地を確認しました。申請地の周りは家が多くあり転用しても問題はない と思います。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長

次に推進委員の方で、意見はありましたら挙手をお願いいたします。意見がないようですから、次に移ります。

次に農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いいたします。5番委員

5番委員

申請地の右側の農地にはどう進入するのですか。

議長

推進委員大沢3番より説明をお願いします。

推進委員 大沢3番

農地の右側に川がありましてその脇が2メートルくらいの通り道になっていますので、そこから進入するようです。

議長

他に、農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いいたします。

質問がないようですから、採決したいと思います。 5条の番号 3 について、許可相当と思われる農業委員の方の挙手を求めます。

(農業委員全員挙手)

賛成全員につき、許可相当と決定します。

事務局長

5条の審議が終わりましたので事務局長より審議結果の確認をお願いします。

農地法第5条の番号1~番号3の案件につきましては許可相当と議決されま した。

議長

第2号議案 農用地利用集積計画(案)による利用権の決定について議題とい

たします。事務局より説明をお願いします。

事務局

農用地利用集積計画について説明させていただきます。

本議案にて、町から提出された農用地利用集積計画の決定の可否を審議していただきます。集積計画が決定となった場合は、町の方で公告をすることにより、権利の移動が生じることになります。

それでは、議案書11ページを説明させていただきます。こちらは利用集積計 画の概要表になります。

利用権の期間及び種類 令和4年から令和5年の1年・賃貸借 面積 畑2, 273㎡、計2,273㎡ 貸手1 借手1 筆数2 借賃 一反あたり1,0 00円

続きまして、利用権の期間及び種類 令和4年から令和7年の3年・賃貸借 面積 田

2, 090m² 畑523m² 計2, 613m² 貸手2 借手2 筆数2 借賃 一反あたり6, 000円、45kg

続きまして、利用権の期間及び種類 令和4年から令和7年の3年・使用貸借面積 田751㎡、畑1,285㎡ 計2,036㎡ 貸手2 借手1 筆数3 続きまして、利用権の期間及び種類 令和4年から令和9年の5年・賃貸借面積 畑11,959㎡、計11,959㎡ 貸手5 借手3 筆数12 借賃一反当たり5,000円~10,000円、30kg

続きまして、利用権の期間及び種類 令和4年から令和9年の5年・使用貸借 面積 田1,375㎡ 畑 8,943㎡ 計10,318㎡ 貸手5 借手4 筆数10

続きまして、利用権の期間及び種類 令和4年から令和14年の10年・賃貸借 面積 田7,750㎡ 畑8,044㎡ 計15,794㎡ 貸手5 借手4 筆数14 借賃 一反当たり4,000円~10,000円、60kg

続きまして、利用権の期間及び種類 令和4年から令和14年の10年・使用 貸借 面積 田4,384㎡ 畑14,959㎡ 計19,343㎡ 貸手7 借 手5 筆数16

合計面積 田 16,350㎡ 畑47,986㎡ 合計64,336㎡うち 再設定は31,698㎡ 貸手27 借手20 筆数59 うち再設定30でご ざいます。

議案書12ページの中の番号1から13ページ番号29までが新規の分、番号30から14ページ番号59までが再設定の分となっております。

続きまして15ページをご覧ください。

こちらは麦作(ウラ作)の利用権設定の申請になります。麦作なので期間は11 月~6月までの期間借地となります。

利用権の期間及び種類 令和4年から令和5年の1年・使用貸借 面積 畑5,939㎡、計5,939㎡ 貸手2 借手2 筆数4

続きまして、利用権の期間及び種類 令和4年から令和7年の3年・使用貸借 面積 田7,294㎡、計7,294㎡ 貸手3 借手1 筆数3

続きまして、利用権の期間及び種類 令和4年から令和8年の4年・使用貸借 面積 田1,501㎡、畑902㎡ 計2,403㎡ 貸手2 借手2 筆数2 続きまして、利用権の期間及び種類 令和4年から令和9年の5年・使用貸借 面積 田45,477㎡、畑20,886㎡ 計66,363㎡ 貸手21 借 手10 筆数40

続きまして、利用権の期間及び種類 令和4年から令和14年の10年・使用 貸借 面積 田16,431㎡、畑18,932㎡ 計35,363㎡ 貸手1 0 借手6 筆数19

合計面積 田 70,703㎡ 畑46,659㎡ 合計117,362㎡うち再設定は35,094㎡ 貸手38 借手21 筆数68 うち再設定20 議案書16ページ番号1から17ページ番号48までが新規の分、番号49から番号68までが再設定の分となっております。

以上、第2号議案になります。ご審議をお願いいたします。

議長

農用地利用集積計画(案)による利用権の決定について審議いたします。推進 委員の方で意見がある方は挙手をお願いいします。

他に、推進委員の方で意見がある方は挙手をお願いいします。意見がないようですので次に移ります。

次に、農業委員の方で質問はありましたら挙手をお願いいします。5番委員。

12ページの番号20の耕作者は何を作っている方ですか。

事務局より説明をお願いします。

ネギを作っている方のようです。

次に、農業委員の方で質問はありましたら挙手をお願いいします。

質問がないようですから、採決したいと思います。農用地利用集積計画(案) による利用権の決定について賛成と思われる農業委員の方の挙手を求めます。

(農業委員全員挙手)

賛成全員につき、決定とします。

議案のすべてを審議いたしましたので、これで会議を閉じ議長の任を解かさせていただきます。慎重審議ありがとうございました。閉会を会長代理にお願いいたします。

会長代理

本日も意見がたくさん出て、よい会議になったと思います。次回もよろしくお願いいたします。ありがとうございました。以上をもちまして、第9回の農業委員会総会を終了します。

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和4年9月26日

議長

署名委員

署名委員